

『帝国婦人協会設立主意書』にみる決意とその背景

飯塚 幸子

実践女子大学名誉教授
実践女子大学・同短期大学前学長

浪岡 正継

実践女子学園学園史資料室

抄録

下田歌子は、一八八九（明治三二）年に実践女学校・女子工芸学校を創設した。私立学校の基は学祖の建学精神にある。その原点ともいうべき『帝国婦人協会設立主意書』に着目し、明治期の女子教育の背景と目指したものを読み解くことで、下田歌子の建学精神を顕彰する。

キーワード

明治、女子教育、帝国婦人協会、実践女学校、就学率

一、はじめに

この論考は、実践女学校が設立されてから二一〇年にあたって、

創設の決意を述べた学祖下田歌子（一八五四―一九三六）が起草した『帝国婦人協会設立主意書』を改めて読み解くことで、下田歌子の構想を顕彰することを目的としている。

下田歌子は一八九八（明治三二）年十月に帝国婦人協会を設立し、翌年の五月七日に実践女学校及び女子技芸学校を開校した。その決意は、『帝国婦人協会設立主意書』に述べられている。

周知のように、下田歌子は一八八五（明治一八）年の華族女学校設立（校長は谷干城）に伴い幹事兼教授に、翌年（一八八六）学監に任命されている。実質的に学校を主導する立場にあった。

華族女学校は、『下田歌子先生伝』（一）中の言葉を借りれば、「我が国の皇族・華族・上流子女を御教育申上げる」学園であり、特に皇族の「御教育にあたっては、深甚の注意が肝要」で、そこでは「第

一に、完全なる御人としての御教育、第二、申し分なき日本婦人としての御教育、第三、然る上に、皇族としての高貴の御教養を重ねさせらるること」を目的とした教育がなされていた。一八九九(明治三二)年に大正天皇妃となる九條節子^{さだ}姫もその前年まで同学校の学生であった。

明治天皇の第六皇女常宮昌子、第七皇女周宮^{かねのみや}房子両内親王の御養育掛主任であった佐々木高行(一八三〇—一九一〇)の推薦により、一八九三(明治二六)年九月から一八九五(明治二八)年八月にかけて、下田歌子は皇女教育視察のため渡欧した。この間に、日本は日清戦争(一八九四—一八九五)を経験している。

皇女教育の視察という枠組みの中にいた下田歌子が、官費の支給を受けて渡欧したのにも拘わらず、帰国して僅か数年の後に、渡欧目的とは明らかに異なる中流以下の女子教育を掲げるに至ったのは何故なのか。この転移は、ヨーロッパという外部から日本を視るといふ体験から得た知識を実践しようとする情熱なしには考えられないのである。筆者らは、『帝国婦人協会設立主意書』から、先ず、日本の女子の置かれた背景を踏まえて、下田歌子が目指した教育の原点を確認したい。

二、『帝国婦人協会設立主意書』について

『帝国婦人協会設立主意書』(以下『主意書』)は、既に『下田歌子先生伝』に「帝国婦人協会設立の趣旨」と題して活字化掲載され

ており、同じく『実践女子学園一〇〇年史』にも転載されている。その内容は、本文・帝国婦人協会規則から成っている。本文の文体は漢文書き下し調で書かれている。

ところで、『実践女子学園一〇〇年史』が刊行された二〇〇一(平成一三)年には、実践女子大学図書館に下書き草稿の一部は存在したが、全体を著した実物は確認されてはいなかった。その後数年して、下田歌子自筆の清書された『主意書』が、数冊の寄付簿と一緒に発見された。原本と寄付簿は、現在大学図書館に保管されている。

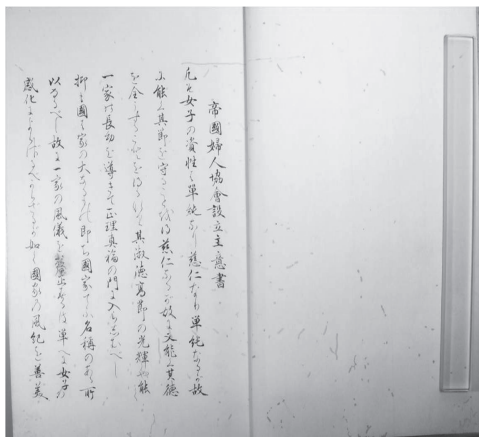


写真1 『主意書』巻頭

原本の書誌的事項は次の通りである。

「主意書」「規約」(下田歌子直筆)

〔表紙〕布表紙(桃色地に蝶模様)、中央に題簽貼付、外題なし。

〔内題〕 帝国婦人協会設立主意書。

〔装丁〕 大和綴（白糸）、前後見返しは金箔、砂子ちらし。

〔形態〕 一冊。

〔寸法〕 縦三二糎 × 横二二・四糎。

〔題簽寸法〕 縦一九・八糎 × 横三・五糎。

〔墨付本文〕 『主意書』 一四丁（片面八行書き）、規約三丁、賛同者

署名三丁。前遊紙一丁、後遊紙一七丁。

〔料紙〕 美濃紙（裏打ち補修済）。

〔印記〕 実践女子大学図書館、下田歌子資料、（登録番号四八〇〇）。

〔その他〕 署名用の下敷きあり。末尾署名欄に「芳名御承諾順」「同

夫人（何某）」の紙片貼付。

末尾には、以下の賛同者たちの署名（捺印又は花押）が記されている。

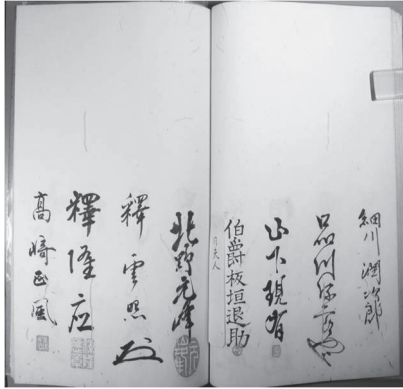


写真2 賛同者署名

土方久元（土佐藩士、政治家、明治三二年まで宮内大臣）、同夫人

亀子、東久世通禧（公家出身、政治家、枢密院副議長、千家尊福（出

雲大社宮司出身、当時東京府知事）、近衛篤麿（公家出身、政治家、

明治二八年学習院院長、近衛文麿の父）、同夫人貞子、細川潤次郎

（土佐藩出身、政治家・教育家、女子師範学校長、学習院院長心得）、

品川弥二郎（長州藩士、政治家、明治二四年松方内閣内務大臣）、

山下現有（尾張出身、僧侶、増上寺住持、明治三五年浄土宗管長）、

板垣退助（土佐藩士、自由民権運動家、政治家、明治三一年大隈内

閣内務大臣）、同夫人（絹子）、北野元峰（越前出身、禅宗僧侶、

大正九年永平寺貫主曹洞宗管長）、雲照（出雲出身、僧侶、目白僧

園創立者、明治三二年仁和寺門跡）、隆応（泉州出身、僧侶、目白

僧園にて雲照を助ける、大正九年仁和寺門跡）、高崎正風（薩摩藩

士、歌人、御歌所所長、国学院院长）、松方正義（薩摩藩士、政治家、

明治二四年内閣総理大臣・大蔵大臣）、松方政子（満佐子、松方

正義夫人）、田中光顕（土佐藩士、政治家、明治二四年学習院院長、

明治三二年より宮内大臣）、田中伊與子（田中光顕夫人）、内藤忠勝

（萩藩士、政治家、長崎・神奈川・大阪・京都の各知事を経て、明

治三三年桂内閣内務大臣）

今回、改めて原本を翻字することから始めた。以下に『主意書』本文全文を記す。

『帝国婦人協会設立主意書』翻刻

【凡例】

- 一、本資料は、「飯塚幸子叙勲記念講演会（平成二二・七・一〇）の折に、配布されたものである。
- 二、翻字は、浪岡が担当した。読みやすさを考慮し、清濁・句読点・読み仮名等を補い、段切りを施した。読み仮名は、新仮名遣いによっている。
- 三、漢字は、「広辞苑」をもとに、旧字体から改めたものがある。

【例】 會 ↓ 会、例證 ↓ 例証

帝国婦人協会設立主意書

凡そ女子の資性は単純なり。慈仁なり。単純なるが故に能く其節を守ることを得。慈仁なるが故に又能く其徳を全うすることを得るなり。其淑徳・高節の光輝や、能く一家の長幼を導きて、正理眞福の門に入らしむべし。抑も国は家の大なるもの、即ち国家てふ名稱のある所以なるべし。故に一家の風儀を釐正するは、単へに女子の感化によらざるべからざるが如く、国家の風紀を善美ならしむるも、亦女子が勢化を要せざる可らず。

さても女子が感化の社会に及ぼす影響、即ち其例証を東西今古に求むるに、実に一にして足らざるなり。わが雄略の皇后蚕室を掖庭に開きて、天下為に養蚕の必要を知り、頓に女工の進歩を促したりき。又和氣広虫切に大義のある所を説きて、其実弟を鼓舞奨励せしにより、宝祚始めて万世不易なることを得たり。彼の英の救世

軍が世界三十余国に跨る四千二百九十余隊の兵士、及び一万六百余の将校は、米へにブース夫人が一織手に握れる指揮短剣の光芒より生じぬ。又米國シカゴ府に屹立せる第一等の大廈は、ウイルラード女子が嘗て身饑渴に瀕するをも辞せず、銳意熱心普く社会の汚悪を除却し、あらゆる人類の不善を改良するの目的にむかひて濺きたる熱血の凝りて成れるもの、即ち其禁酒会本部の建築物なり。

而して女史が主説は、当時世海の濁浪をきりて、ひとり清流を漲したるにあらずや。そのかみ、北米合衆国が独立の旗章を打ち立てたる決戦の弾丸は、みなその将士が母及び妻女の食刀を浴し、食匙を砕き鑄て以て丸となし、奮ひて其が良人愛児を励ましたる殉国の赤心より染め出だししなりけり。アルメニヤの弧城を守りて、父去り夫亡ぶる後、饑えて猶戦ひ傷きて猶ささへ、暴戾慘虐なる土耳其軍に抗し、残余の衆を尽して絶壁に身を粉壘したるは、男軍にあらずして女隊なりき。前世紀の末より今世紀の始めに亘りて、欧州を席の如く巻きたる大魔王拿破侖帝一世が畢生の勁敵として憚りしは、英王にあらず普將にあらず、ただ窈窕婀娜たる巾幗の婦人マダムドステール其人なりしなり。まことに揺籃を揺がすの手は、以て能く天下を動かすことを得べし。虎を狩る獵師は、雄虎を恐れずして雌虎を恐る。社会風潮の清濁は、其源を男子に始むるにあらずして女子に基するなり。

而して、顧みてわが国現今の状態を見れば、君主專政は一変して立憲政体となり、元勳政府は遷転して、政党内閣を形ち造れり。道

には鉄路を施き、河には鉄橋を架し、霞の如く天空に棚引く数千の電線あり。月のごとく街頭に輝く幾多の電燈あり、海には黒煙を吐くの蒸気巨艦を見るべく、陸には鯨の如く吠ゆる諸工場の汽笛を聞くべし。兎まれ、其外貌は既に悉く文明の装飾を着けたり。新たに編める民法は、早く既に施かれた。

内地雑居の日また目前に迫りぬ。外郭は成れり、内部またいかさまにか進める。社交の点、内政の事、衣服飲食住居の体裁はいふも更なり、子女が教育、婢僕が備法、家々の法規秩序の如きもまことに千差万別にして、其錯雑紛乱せる、是れをわが往昔の家庭に比ぶるに、寧ろ萎靡退歩の感なきを得んや。

然れども、余等は爰に、今中流以上の女子に対して云々するものにあらず。何となれば、富貴共に完備せる是等婦人の多福なる其唱ふる所の声は、地位の高きが為に人の耳に入ること多く、其行はんと欲する所は、豊富余りあるが故に、世の益をなすこと易々たるべし。学を修めんとすれば、博識なる教師意に従ひて其門に候すべく、技を学ばんとすれば、巧妙なる用具需に応じて其室に列なるべし。故に、其学の進み其智の優れる、亦当然のことなるべし。斯くの如きは、余等また何をか加へん。ただ希ふ所は、富みて而して礼を好むの人、是中より続々輩出せられんことを。然らざれば、天道は盈るを欠きて、謙に益するの誡めも亦思はざる可らず。

然れども、身艱難を知らずして能く他の艱難を救はんとするは、まことに世間有数非凡の人のみ。余等敢て酷しく之を責めず、余

等徳薄く力微なりと雖ども、ただわが信ずる所を以て、其微力の尽るに至るまで、其非徳の許す限りにまで重荷を擔ひて孜孜として徐ろに進み、竊かに旻天を呼びて、至仁真誠なる愛国者が同感同情を求めんとするにあるのみ。請ふ、左に、下等社会の女子が惨状、日々に危険なる断岸に向ひて盲進しつつかあるの状況とを云ふべし。

近来各地殖産工業の発達進歩とともに、女工傭役の必要起り。而して或る工事に於ては、疎放なる男子よりも、寧ろ緻密なる女子の可なる事を認めぬ。其便利はこれのみに止まらず、女子が給料は大抵男子に比して少額なるを普通とす。斯くの如く其職業に適して、しかもその賃銀の廉なる女子を使役するは、極めて大きな利益あるに似たり。然るに彼等の多くは実に一文不通、禽獸と相去ること遠からざるの人類にして、其過半はわが姓名を読むことだも得せず。金を得れば怠り虚しければ勞く。是故に傭主は辛うじて服役の余暇、彼れに教ふるに算算を以てし、之れに勤むるに金銭貯蓄の必要を知らしめ、斯くしてやうやう人がましく成るに及べば、また亞くに汚行醜体の聞あり。其少しく職に熟して人に馴るるに至るや、却てまた制御し難き狡兒と化し去るなり。古語に曰く「士の耽るは猶説くべし。女の耽るは説く可からず」と、真に然り。

抑もいかにして可ならんとは、幾多余等が知る所の人より伝聞することなりかし。然しながら、是等は猶内地に於る困難なれば、暫らく恕すべしとするも、彼の遠く海外に航して賤業を営み、わが日

本帝国の体面を汚しつつかある多数の女子を如何せん。南米の或る洲の如き、日本人を見ること蛇蠍も畜ならず。其言によれば、彼等獸奔禽行の女子は我が風俗を乱し、我が良民を惑はし、以て我が郡国の空気を腐敗せしむるものなり。諺に曰く、「一葉を見て全枝を知る」日本女子の風俗、亦以て其大体を伺ふに足るべし。云々と冷罵するものあり。

嗚呼、わが姉妹諸子よ、諸子は斯くの如く慨すべき憤すべき痛切の語に對して、猶緘黙能く其冤に甘んずる乎。昔年嘗て泰西の婦人某氏、殊更に我が国に渡航して、衆に告げて曰く、「貴国の女子は、其同胞姉妹を憐むの意なきか。又其同胞姉妹が醜惡措く能はざる匪行を為せども、御身等は恰かも対岸の火を見るが如く、袖手傍觀して更に救ふによしなきものとすか。余は、我等が国に貴国の賤業婦女が渡り来りて、俗を穢し風を乱すの迷惑を、已むなくも御身等に訴へざる可らず」と痛言せしより此方、幾ばくか此救世法にむかひて奏功せしものぞ。彼らが匪行は、却りて尚其甚しきを加へたりといふにあらずや。

嗚呼、今現に兵器を取るの丈夫も、逡巡して闖入するを憚る台湾蕃の群に入り、死を犯して汚利を攫するものは、我が賤業女子の輩のみなりと聞く。誰れか疾首寒心せざるものあるべき。然れども悪に進みて鋭なる人は、亦能く善に進むを期せざることあらんや。余等はこの不道無謀の女子を率ゐて、希くは正義に帰し正道に転じ、非理の利に剛なる心をして、正理の利に猛なるに至らしめん

と欲すること切なり。憫れなる彼等賤婦は、人と生れながらも能く人の道の何者たるを知らず。知らざるが故に、禽獸の群に入り、遂にますます其罪障を重ぬるに至れるなり。苟くも道を知る者、是れを見て救正の法を講らざるべけむや。

抑も我が国の教育即ち女子教育は、就中猶未だ是の風俗習慣に適切ならざるもの多し。是れ維新大政の革まる所俄然として来たり、忽焉として成れるが故に、女子教育も亦この渦乱中より涌き出でたるなり。而して頓に、泰西の女校を直訳的に模擬したるは、恰かもわが国の少女に被らするに、外国大人の女服を以てせしが如く、其軀幹に合はず其便宜に可ならざりしは、もとより理の当に然るべき所なりかし。爾來二十有余年の星霜を経、呱呱として泣きし孩兒も、既に丁年を過ぐるに至り、此間多少の改正と進歩とをなして、今は昔年の如き甚しき不都合も之れ無かるべしと雖ども、尚女子が学校にて学びたることを以て、是れを实地行はんとするに於ては、決して未だ完全適切のものたらざるは、何人も知りて且つ憂ふる所ならん。

然れども富と貴と二つながら全くして、媒母側にあり、侍婢前に侍する上流の女子は、猶其れにしも暫らく耐へず耐へよともいふべし。ひとり中等以下の女子が、辛うじて得たる父母の資金を費やして、惜むべき貴重の時を徒らになし、若し露ばかりだも、処世の上不適切なる迂濶の学問に従事せしむるものなりとせば、又將た是れを何とかいふべき。こは畜に、其始め泰西女子教育の風を直訳的

に写したるの咎なるのみにはあらず。従来わが東洋の学は、ややもすれば幽遠高尚に馳するに過ぎて、実利実益に疎きの嫌ひ無き能はざりける。其余波の引きて今日に及べることも、蓋し亦少なからざるなるべし。

今や既に各種の職工、電話電信の技手、或る商店の売り掛取及び看護人等に至る迄、非常に女子を役役するの必要を感じて、而して為に奮ひて其供給に應ずるの準備なく、且つ偶々其職に従事する者の精神を箝束して、能く不定の主義と目的とを確定すること能はず、其正業に務めしむべきの女子をして、長へに不正の業に甘んぜしむるは、まことにわが国の体面を莊嚴にし、我が国利民福を増進するの上に於て、一大欠点なりといはざるを得ず。是れ則ち、一つは女子が耳目として、機関として其資格を有ち、其品位を高め、尚進みて是の同胞姉妹の間に謀らんとするには、那の点よりして着手すべきかと云へる事にむかひて、目下女子が尽すべき急務を考究するの道なきに因れるなるべし。

余等爰に於てか、自己の不敏を省るに暇なく、大胆にも立ちて大に同感の諸子に訴へ、遂に此会を設置し、奮励勇進して己れ先づ千里の馬骨たらんことを希ふに至れるなりけり。而して余等は、また切に望む、彼の文明を以て誇る泰西の紳士が其女子を助くるに、手を取り腕を控げ、只管保護尊敬の状を呈するの響みに習ふことを後にして、真個に志しある女子が精神を翼賛し、以て国家の為に企図する所の希望を果たさしむることを先にせられんことを。現今

日進文化の華を冠して、日進の珠履公法の大道を踏むと自称する欧米の男子も、其実は猶狐狸豺狼のしわざを学び、欺貶の外交却りて其巧妙に誇り、残虐の戦闘寧ろ其剛勇を慢ずるは何ぞや。

此間能く相互の暴威を和けて、以て其防撞器となるものは、単へに愛の神なる女子其人にあらずして何かあらん。彼の猛烈火の如く燃えて、那の田舎翁を刎ねんと叫びし唐太宗が激怒も、長孫后が朝衣一輯の手裡に撲滅せられて、却りて明君容諫の光輝を四海に発揚し、獐猛慄悍なる拿破帝が鉄腸も寸断して、終生家庭の歡樂を消磨し去れりと歎ぜしめしものは、如后が其別離の袖に濺ぎたる一滴の涙痕なりき。鉄血宰相ビスマルク公も、夫人が諷刺には加ふるの拳なく、厳格石の如きグラットストーン氏も、閨門の鎖鑰固く世間の紛擾を拒絶することを得て、氏が夢魂をして常に天上の樂園に遊ばしめしは、実に夫人が和徳の然らしむ所なりき。

斯くの如く、上流の紳士にして猶且つ女子が融化の徳を要するものとなりとせば、教無きの下民即ち野獸に似たる人類をして、柔順能く羊の如く馴れしむるものは、まことにこの下等婦人が徳を高め、智を進め、其助によりて、以て自他の利益を謀らしめんが為に、少しく其実力をも養はしめ、其自活の道をも立てしむるにしく者なきを信ずること切なり。蓋し余等が望みや大なり、余等が力や小なり。小を以て大を行はんとする、もとより其事の至難なるべきを知る。然れども陽気の発する所、金石もみな通り、志の行く所、何事か成らざらん。一穗の燈火も之れを点ずれば、高樓を燒

き、其一度大風の起るに遇ふに及びては、忽ち猛然として数里の外も焦土と化し去るの理を思ひ、爰に意を決して、一点の火を我が婦人社会に放つことを試みんとすなり。あはれ大方の君子、幸に発起者が力の足らざるを哄笑することなくして、能く其微衷のある所を洞察参加あらんことを、切に熱望して止まざるなり。

明治三十一年十月

帝国婦人協会

主唱者謹述

『主意書』の要旨は、先ず女子の資性をあげ、一家を正すには女子の感化に依らざるべからずとして、国家の風紀を善くするのも女子の力が必要だと述べている。次に女子の感化が社会に及ぼす影響を古今東西の例に求め、「揺籃を揺がすの手は、以て能く天下を動かす」とし、「社会風潮の清濁は、その源を男子に始むるにあらずして女子に基するなり」としている。そして、社会は発展してきたが、女子の地位は低く、多くの賤業を営む女性もいる。これらの女子の惨状を変えるために、「急務を考究するの道」を拓き、「下等婦人の徳を高め、智を進め」るのだと宣言している。

三、日本女子の惨状について

『帝国婦人協会設立主意書』に記された文明開化の日本は、

「君主政体は、一変して立憲政体となり、元勳政府は遷転して、

政党内閣を形ち造れり。道は鉄路を施き、河には鉄橋を架し、霞の如く天に棚引く数千の電線あり。月のごとく街頭に輝く幾多の電燈あり、海には黒烟を吐くの蒸気巨艦を見るべく、陸には鯨の如く吠ゆる諸工場の汽笛を聞くべし。兎まれ、其外貌は既に悉く文明の装飾を着けたり。」

というほどに「外郭」は成ったが、下田歌子の目には、「内政」は子女の教育をはじめとして「錯雑紛乱」し、「下等社会の女子が惨状、日々に危険なる断岸に向ひて盲進しつづつあるの状況」に映っていたのである。

(一) 明治期の教育事情——就学率を中心に

この時代の日本の下層庶民、とりわけ女子の教育の実状がどんなものであったかを、同時代の他の資料から見ていきたい。下田歌子が帝国婦人協会を設立した一八九八（明治三一）年に、横山源之助は、実地調査によって『日本の下層社会』（2）を著している。

東京では、「多数は生活に如意ならざる下層の階級に属す。」と述べ、「貧民はその生活に欠陥あると共に、知識思想においてもこれに等しき程度を以て、その以上の欠陥を有す。」のであり、経済的状况と共にその教育事情は、「手紙を書き得るものとは言わじ、僅かに自己の姓名を記し得るもの幾人あるべきや」の状態であったと記している。

一方で、文明開化で興隆した資本主義社会は、農村から安価な労

働力として女工を産み出していた。既に、「小学校令」は一八八六(明治一九)年に発布されていたのであるが、大阪の職工(紡績)の教育事情は、「職工の三割八分は全く無教育にして、五割はようやく少しく教育を受けたるに過ぎず」の状況であった。
 同書によると、当時大阪私立教育会が調査した 男四、八七八人、女一〇、八〇二人、計一五、六八〇人の内訳比率は、次のようなものであった。

教育の程度	男		女	
	十歳未満	十四歳未満	十歳未満	十四歳未満
無教育者	七九	三六	二五	七一
少しく教育を受ける者	二一	五四	五一	二九
尋常小学校を卒業したる者	〇	一〇	二四	〇
計	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

圧倒的貧困の中、職工の中で四年制の尋常小学校を卒業した女子は、僅か五%に過ぎなかつたのである。

次に、就学率を中心に、当時の日本の教育事情を概観してみたい。
 『学制百年史』(3)を参考に作成)

- 一八七一 明治四・七 廃藩置県。文部省設置。文部大輔江藤新平。
 - ・二二 岩倉使節団欧米へ渡る(津田梅子ら五名の女子も同行留学す)。
 - 一八七二 明治五・八 「学制」頒布。(大学区・中学区・小学区を計画)
 - 一八七九 明治三・九 「学制」を廃止し「教育令」を公布。(読み・書き・算盤から歴史・地理・修身・唱歌・体操などの教科加わる)
 - 一八八六 明治九・四 「小学校令」公布。(教育の義務)
「中学校令」公布。
 - 一八八九 明治三・二 「大日本帝国憲法」公布。
 - 一八九〇 明治三・一〇 「小学校令」改正。(尋常小学校三又は四年、高等小学校二〜四年を明記)「教育ニ関スル勅語」発布。
 - 一八九九 明治三二・二 「中学校令」を改正。「実業学校令」「高等女学校令」を公布。
・八 「私立学校令」を公布
- 『学制百年史』によれば、明治初期には「庶民にとって学校の教育はほとんど必要ないものと考えられ」ていた。
 何故就学率(とりわけ女子)が低かつたのか、卜部朋(4)は次の要因をあげている。
- 一、子供も貴重な労働力であったこと。(特に、農村では働き手を取られたくないという事情があった。)
 - 二、(教科書は当初欧米の翻訳ものを使ったなど)教育内容が生活事情と合わなかつたため、親からみれば、学校へ通わせる必要性を感じられなかつたこと。

三、学校が遠いこと。(農山村では、自分の村に学校がないところが多かった。)

四、高い授業料負担。(明治八年の「地租改正」により、それまで物納可能であった税が金納となり、納税負担が増えた。貨幣経済の導入で、納税も満足にできぬ者が授業料を払える道理がなかった。)

五、女子に学問は必要ない、という思想的土壌(儒教の教え)があったこと。

表：学齢児童の就学率の推移 (1)
(『学制百年史』より引用)

年次	男 (%)	女 (%)	平均
明治 6	39.9	15.1	28.1
7	46.2	17.2	32.3
8	50.8	18.7	35.4
9	54.2	21.0	38.3
10	56.0	22.5	39.9
11	57.6	23.5	41.3
12	58.2	22.6	41.2
13	58.7	21.9	41.1
14	62.8	26.8	45.5
15	67.0	33.0	50.7
16	69.3	35.5	53.1
17	69.3	35.3	52.9
18	65.8	32.1	49.6

次に、『学制百年史』に掲載されている就学率の推移を、法律整備の過程と対照してみる。

一八八六(明治一九)年の「小学校令」は僅か十六条から成っており、その第三条で、「児童六年ヨリ十四年二至ル八箇年ヲ以テ学

齡トシ父母後見人等ハ其学齡児童ヲシテ普通教育ヲ得セシムルノ義務アルモノトス」と教育の義務化を記しながら、第五条では「疾病家計困窮其他止ムヲ得サル事故ニ由リ児童ヲ就学セシムルコト能ハスト認定スルモノニハ府知事県令其期限ヲ定メテ就学猶予ヲ許スコトヲ得」として就学猶予を認めていた。授業料は全額負担しなければならなかった。数値に表れていないが、就学したものの卒業できた学童の数は遥かに少なかった。

表：学齢児童の就学率の推移 (2)

年次	男 (%)	女 (%)	平均
明治 23	65.1	31.1	48.9
24	66.7	32.2	50.3
25	71.7	36.5	55.1
26	74.8	40.6	58.7
27	77.1	44.1	61.7
28	76.7	43.9	61.2
29	79.0	47.5	64.2
30	80.7	50.9	66.7
31	82.4	53.7	68.9
32	85.1	59.0	72.8
33	90.6	71.7	81.5
34	93.8	81.8	88.1
35	95.8	87.0	91.6
36	96.6	89.6	93.2
37	97.2	91.5	94.4
38	97.7	93.3	95.6
39	98.2	94.8	96.6
40	98.5	96.1	97.4
41	98.7	96.9	97.8
42	98.9	97.3	98.1
43	98.8	97.4	98.1

一八九〇(明治二三)年の改正「小学校令」(全九十六条)は、義務教育たることを強く打ち出したが、就学猶予の項があるのは同様である。但し、第四四条の第三項で「授業料ヲ減ズルコトヲ得」、同じく第五項で「授業料ハ物品若クハ勞力ヲ以テ之ヲ許スコトヲ得」

として、減免措置が講ぜられた。一八九一（明治二四）年以降に就学率は全体で五〇％に達したが、それでも女子の就学率は男子の半分にも満たない。その後、女子の就学率がようやく五割に達するのは、一八九七（明治三〇）年になってからである。

一九〇〇（明治三三）年の第三次「小学校令」の第五条で、費用負担及び授業料が「市町村、町村学校組合又ハ其ノ学区ノ負担トス」となつてから、就学率は大幅に上昇した。

しかし、昭和三七年度文部省調査局著『日本の成長と教育』（5）における「教育費からみた国民の学歴構成の推移」の中の資料「生産年齢人口の学歴構成の変遷」によれば、一八九五（明治二八）年時点の勤労者は、高等教育を受けた者〇・一％、中等教育を受けた者〇・二％、初等教育を受けた者一五・六％、不就学者八四・一％であった。

このように、明治期の就学率が如何に低く、また下層庶民及び女子の就学状況が如何なる状況にあつたかが理解できるであろう。圧倒的多数の人々は、満足に教育を受けられなかった。

（二）賤業を営む女性

下田歌子は、『主意書』の中でかなりの文字数を費やして、伝聞することとして、「海外に航して賤業を営み、わが日本帝国の体面を汚しつつある多数の女子を如何せん」と記している。

これらの女性は、主に九州や天草の農漁村出身の娘たちで、人買い

業者の手によつて海外に売娼として輸出され、日本の恥として社会問題となつていた。

これらの事情について、『明治女性史』（6）によれば、

「この輸出は、海外渡航の解禁された明治初年からはじまり、二十年代以後急激に増加した。四一年の公式に確認されたものだけでも海外に出た女の数は三万七九一人、そのうちハワイと満洲と呼ばれた中国東北部だけで約二万人を占め、ほとんどが娼婦であつた。」（中略）その足跡も、「東南アジアはもとより、ロシア、インド、オーストラリア、アフリカ、アメリカに及んでいる」という実に広汎なもので、「アメリカのサンデー・クロニクル紙（明治二八・一・一二付）などにもとりあげられ、世界に恥を曝した」という。明治政府は、一八九三（明治二六）年に外務省訓令を出し、取り締まろうとしたが全く効果はなかつた。何故なら、国内で公娼制度が合法で認められているのに、国外で禁止しようとしてもできる訳がなかつたからである。

下田歌子は、この「適切ならざる風俗習慣」に対し、「苟くも、道を知る者、是れを見て救世の法を謀らざるべけむや」と記して警鐘を鳴らしている。この悪しき風俗習慣から脱却することは、圧倒的に貧しい日本の社会では容易ではなかつた。これらの売娼たちは、自ら進んで悪をなした者でなく、圧倒的貧しさの中で自分の意志に關わりなく、人買い業者により商品として売られた被害者であつた。しかし、下田歌子は、「然れども悪に進みて鋭なる人は、亦能く善

に進むを期せざることあらんや。」と希望的観測のもとに記している。教育とは啓蒙であり、社会改善の一理である。教育によって人買いの何たるかを知り、人の道の何たるかを知ること、それらを拒絶し自らを変えることができることも確かである。

下田歌子は、彼女らを教育によって未然に変えねばならないと考えたのである。

四、まとめ

『主意書』に書かれた中から、明治期の学童の就学状況と賤業を営む女性に絞って考察してきたが、下田歌子を新たな女子教育に向かわせた要因として見落としてはならないのは、女子教育向上の時代思潮である。明治の女子教育は、多様な可能性の世界であった。しかし、直接の動因は、飽くまでも日本の下層庶民社会の女子の惨状であり、決意させたのは欧米留学にあると考える。

下田歌子は、日本女性の「徳を高め、智を進め」、「其自活の道をも立てしむるにしく者なき」を確信し、婦人社会に「一点の火」を放つと、決意を述べている。その着手として、意識・理念を共有する有志を募り、自ら会長を引き受け、帝国婦人協会を設立した。協会の事業として構想したのは、五部門にわたる遠大な計画(7)である。それは、近代国家へと歩みを進める日本の女子教育を、理念と実践によって提示し社会への啓蒙を意図したものであった。その教育門の中に、実践女学校と女子工芸学校が置かれたのである。

下田歌子の胸中にあつた事業計画は、一世紀を経た今日であつてもなおその精彩を放つ。そしてなお多くの示唆に富むものである。

注

- (1) 故下田歌子先生傳記編纂所編(一九四三)『下田歌子先生傳』故下田歌子先生伝記編纂所、二八〇ページ。
- (2) 横山源之助(一九四九)『日本の下層社会』岩波書店(岩波文庫)。
- (3) 文部省(一九七二)『学制百年史』「記述編」・資料編、帝国地方行政学会、二冊。
- (4) 卜部朋(二〇〇〇)「明治期の女子初等教育不就学者対策… 発展途上国に対する日本の教育経験の移転可能性に関する研究」『国際協力論集』広島大学教育開発協力研究センター、第三巻第二号 一一五ページ。
- (5) 文部省調査局(一九六二)「教育費からみた国民の学歴構成の推移」『日本の成長と教育』文部省(註)文部科学省ホームページ上の公開資料を利用した。
- (6) 村上信彦(一九七二)「愛と解放の胎動」『明治女性史』下巻、理論社、五一―六七ページ。

(7) 『帝国婦人協会設立主意書』「規約」

第四条 本会ハ其目的ヲ貫徹セシメタメ教育、文学、工芸、商業、

救恤ノ五門ヲ開キ各門内ニ於テ左ノ事業ヲ漸次実施ス

教育門

女子教育研究会、女子実践学校、女子職工学校

女子商業学校、慈善女学校

文学門

女子文学研究会、女子文学出版会

工芸門

女工養成部、女子工芸研究会

商業門

女子商業研究会、勸工場

救恤門

女子救助会、慈善女子病院、看護婦養成所

参考文献

板垣弘子編(一九九八—二〇〇二)『下田歌子著作集』資料編 全九卷、

実践女子学園

実践女子学園一〇〇年史編纂委員会編集(二〇〇二)『実践女子学園

一〇〇年史』実践女子学園

津田 茂麿(一九二八)『明治聖上と臣高行』自笑会、

平凡社編(一九七九)『日本人名大事典』全六巻、現代、平凡社 七冊、

文部省編(一九六四—一九七〇)『文部省年報』復刻 第一(明治六年)

—第三八(明治四三年)、宣文堂

仲新「ほか」編(一九七九)『学校の歴史』全五巻、第一法規出版、

中川 清編(一九九四)『明治東京下層生活誌』岩波書店(岩波文庫)、

山崎 朋子(一九九五)『アジア女性交流史』明治・大正篇、筑摩書房、

石牟礼道子(一九九五)『名残りの世』吉本隆明、桶谷秀昭、石牟礼道子

著『親鸞』…不知火よりの言伝』平凡社(平凡社ライブラリー)、

山川 菊栄(一九八三)『武家の女性』岩波書店(岩波文庫)、

唐澤富太郎(一九七九)『女子学生の歴史』木耳社、

成瀬 仁蔵(一九八三)『女子教育』『近代日本女子教育文献集』第五巻、

日本図書センター、

山崎 明子(二〇〇五)『近代日本の「手芸」とジェンダー』世織書房、

土方 苑子(一九八七)『文部省年報』就学率の再検討…学齢児童は

どこのくらいいたか』

『教育学研究』第五四巻第四号、三六一—三七〇ページ、